写

令和８年１１月４日

東大和市長　和地 仁美　様

東大和市特別職報酬等審議会
会長　高　橋　　榮

特別職報酬等の額について（答申）

令和８年７月１６日付け大政人発第２７号で諮問を受けた「市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

１ 答申に当たっての基本的な考え方

近年、当市常勤一般職の職員の給与については、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を踏まえた東京都の給与制度等に準じて増額改定が行われているところ、特別職の報酬等の額については平成８年１０月１日に引上げが行われて以降、約３０年にわたり改定が行われておらず、多摩２６市（以下「２６市」という。）の中で最下位となっている職があるほか、全体的に見て低い順位となっている。

一方で、市民ニーズの多様化・複雑化に加え、人口減少や少子高齢化の進行、目まぐるしい社会経済情勢の動きなど、市を取り巻く環境は日々刻々と変化しており、行政が担う課題は一層複雑かつ広範なものとなっている。

こうした状況を鑑みると、特別職の報酬等について、職責及び職務内容に見合った適正な水準の確保を図ることは、市政運営における責任の明確化等の観点からも欠かすことのできない重要な案件である。

特に、教育長については、年収では部長職の最高給与受給者を４５８，５９４円上回っているものの、給料月額では１０，５９２円下回っており、職責及び職務内容に照らした適正な給与水準を確保することが必要である。

以上を踏まえ、当審議会では、特別職の報酬等について、次の事項を重視して審議を行った。

・２６市における特別職の報酬等の状況を鑑みること。
・類似団体における特別職の報酬等の状況を鑑みること。
・特別職の職務と責任に見合った適正な報酬等の水準を確保すること。
・市民の理解及び納得が得られる水準であること。
・一般職の給与最高等級号給の額を考慮した額とすること。
・多摩地区における地域としての連続性・一体性等を考慮すること。
・物価、賃金等の社会経済情勢を鑑みること。
・当市の財政状況を鑑みること。

2 特別職報酬等の額

特別職報酬等の新たな額を検討するに当たり、はじめに、２６市における特別職報酬等の額を比較し、検討を行った。

審議の過程においては、比較対象を類似団体に絞った検討も行ったところであるが、隣接市等の水準とバランスを欠く額となるため、多摩地区としての連続性、一体性も考慮する中で、２６市における特別職報酬等の額を踏まえることが適当であるとの認識に至った。

また、額の算定に当たっては、平均の額を参酌する方法と中庸の額を参酌する方法の２通りについて検討を行ったが、特定の団体による水準の偏りを避けるため、中庸の額を参酌することが望ましいと判断した。

さらに、昨今の物価・賃金等をめぐる社会経済情勢により、一般職の給与について今後も増額改定により上昇することが見込まれるところ、今回の答申を踏まえた中で特別職報酬等の額が引き上げられることとなれば、市財政に与える影響等も考慮しなければならないことから、近年、特別職の報酬等の額を引き上げた他自治体について、財政状況を示す指標の一つである経常収支比率を比較し、検討を行った。

そうしたところ、当市の財政状況は、厳しい状況にはあるものの、近隣市ほか類似団体と比較しても、ほぼ遜色のない状況にあり、今回の改定による財政面への影響についても、許容できるとの認識に至った。

これらを総合的に勘案した結果、特別職報酬等の額については、次のとおり一定の引上げを行うことが適当であるとの結論に至った。

（１）市議会議員の議員報酬の額

（単位：円、％）

職　名	現行月額	改定月額 (※)	引上額	引上率
議長	529,000	592,000	63,000	11.91
副議長	484,000	536,000	52,000	10.74
常任委員会の委員長	472,000	514,000	42,000	8.90
議会運営委員会の委員長	472,000	514,000	42,000	8.90
特別委員会の委員長	472,000	514,000	42,000	8.90
議員	458,000	505,000	47,000	10.26

※千円未満切上げ

（２）市長、副市長及び教育長の給料の額

（単位：円、％）

職　名	現行月額	改定月額 (※)	引上額	引上率
市長	895,000	968,000	73,000	8.16
副市長	766,000	843,000	77,000	10.05
教育長	710,000	778,000	68,000	9.58

※千円未満切上げ

3 改定の実施時期

当市の特別職の報酬等の水準については、２６市中最下位となっている職があるほか、全体としても低い水準にあることから、早期に格差を縮小し、報酬等の水準を引き上げる必要があるが、改定に伴う所要の事務手続等も考慮する必要があるため、改定の実施時期については、令和９年１月１日とすることが適当と考える。

4 付帯意見

特別職の報酬等については、社会経済情勢、当市の財政状況、一般職員の給与改定及び２６市の状況等を踏まえ、今後も適時適切に見直すことが望ましいことから、引き続き当審議会に対して必要な情報提供を行うことを求める。

5 審議会開催の経過

	日　　程	主な内容
第１回	令和８年　７月１６日（木） 午後３時から 本庁舎４０１会議室	委嘱状の交付 会長・職務代理者の選出 諮問　特別職報酬等の額について 議題　特別職報酬等の額について
第２回	令和８年　９月２８日（月） 午後３時３０分から 本庁舎４０１会議室	議題　特別職報酬等の額について
第３回	令和８年１０月２３日（金） 午後３時から 会議棟第６会議室	議題　特別職報酬等の額に関する答申案について

6 おわりに

当審議会では、特別職の職責及び職務内容、給与水準の均衡を踏まえるとともに、他自治体における特別職報酬等の額との比較、物価・賃金等の社会経済情勢、さらには当市の財政状況などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた。

その結果、特別職の報酬等については、一定の引上げを行うことが適当であるとの結論に至った。

市においては、本答申の趣旨を十分に尊重するとともに、今後も社会経済情勢や市の財政状況等の変化を注視し、特別職報酬等の額について、適時適切に検討されることを期待する。

また、特別職においては、市政を取り巻く環境が一層複雑化する中、市民の信頼と期待に応えるため、その職責を十分に認識し、引き続き市政の発展と市民福祉の向上に尽力されることを期待する。

以上